

【新型コロナウイルス】日本への直行便の減便・運休の状況

2020年4月9日
在ブリスベン総領事館

●4月8日、豪内務省は、一時滞在ビザに関するよくある質問を同省ホームページに掲載し、その中で、自立して生活を行うことができない方はご自身の国に帰る準備をするべきであると呼びかけました。全日空は4月3日、現在唯一運航している日豪間の直行便であるシドニー・羽田線を今月14日～25日までの間、現在の週7便から週3便に減便することを発表しており、日本への早期帰国が必要な方は可能な限り早めの出国をご検討ください。

以前にもお知らせしているとおり、全日空は4月3日、今月14日～25日までの間、シドニー・羽田線を現在の週7便から週3便に減便することを発表しています。

豪州政府は3月20日から豪州国民・永住者以外の入国を禁止していますが、日本政府も4月3日午前0時から豪州を含む49ヵ国・地域から日本に渡航する外国人の入国を禁止しています。また、同時刻から、これら国・地域から帰国する邦人についても、入国地の空港でのPCR検査と14日間の自己隔離の実施が求められます。

4月3日モリソン首相が、また翌4日連邦移民大臣代行が、観光や留学、ワーキングホリデー等一時滞在ビザ保持者で、自立して生活を行うことができない方は帰国が強く奨励される旨述べています。4月8日、連邦内務省は一時滞在ビザに関するよくある質問（FAQ）を同省ホームページに掲載し、自立して生活を行うことができない方は帰国の準備をするべきであると改めて呼びかけています。

在豪州日本国大使館 HP : <https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100042246.pdf>

こうした動きも受けて、新型コロナウイルスに関連し、日本と豪州を結ぶ直行便は大幅に減便・運休されており、現在、日豪間の直行便として唯一運航されている全日空のシドニー・羽田線についても、今月14日以降、減便されることが決まっています。

現時点の各社の運航及び運休状況は以下の通りですので、これも参考にさせていただきながら、観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、可能な限り早めの出国をご検討ください。

1 全日空

(1) シドニー・羽田線

4月13日シドニー発の便までは毎日の運航が継続される予定ですが、その後の運航予定日は、16日、18日、20日、23日及び25日となります。また、4月26日以降の運航予定については、まだ発表されておらず、追加の減便や運休の可能性があります。

(2) パース・成田線

4月24日パース発の便まで「運休」が決まっています。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

<https://www.ana.co.jp/group/pr/>

2 日本航空

(1) シドニー・羽田線

5月1日シドニー発の便まで「運休」が決まっています。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

(2) メルボルン・成田線

5月1日メルボルン発の便まで「運休」が決まっています。また、それ以降の運航予定については、まだ発表されておらず、減便や運休が継続される可能性があります。

最新の運航情報は、以下の同社サイトをご確認ください。

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

<https://press.jal.co.jp/ja/schedule/>

3 カンタス、ヴァージンオーストラリア及びジェットスター航空

カンタスについては今後4週間にわたり運航される4都市（ロンドン、ロサンゼルス、香港及びオークランド）への臨時便を除き少なくとも5月末まで、ヴァージンオーストラリアについては今後4週間にわたり運航される都市（ロサンゼルス及び香港）への臨時便を除き6月14日まで、ジェットスターについては少なくとも5月末まで、日本直行便を含む全ての国際線を運休することが発表されており、現在運休中です。

カンタス及びヴァージンオーストラリア航空の臨時便については、昨日ご案内の領事メールをご参照下さい。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cviro08042020_1.pdf

※豪州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、直接豪州政府の担当機関にお問い合わせください。

(豪内務省関連サイト) : <https://www.homeaffairs.gov.au/>

(豪保健省関連サイト) : <https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所 : Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話 : 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>